

助成申請書

申請日 2023年5月31日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 横浜市中区北仲通3 - 33
申請団体の名称 関内イノベーションイニシアティブ株式会社
代表者の氏名 角田（治田）友香
法人番号 5020001088697

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 申請団体の名称：関内イノベーションイニシアティブ株式会社
- 2. 申請団体の住所：横浜市中区北仲通3 - 33
- 3. 資金分配団体としての
業務を行う事務所の所在地：横浜市中区北仲通3 - 33
- 4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
 - （1）欠格事由について
 - （2）公正な事業実施について
 - （3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
 - （4）情報公開について（情報公開同意書）
- 5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。

3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 団体情報
- 3 事業計画書
- 4 資金計画書等
- 5 役員名簿
- 6 申請書類チェックリスト
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去３年分）＊
- 11 決算報告書類（過去３年分）※２・※３
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出があった場合のみ）※２・※３」

※１ 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※２ 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去３年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※３ 随時枠（コロナ等枠）は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2023年度通常枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	アクティブシニアによる地域課題解決を促進する起業支援プログラム		
	事業名（副）	地域経済エコシステムの共創に向けて		
	団体名	関内イノベーションイニシアティブ株式会社	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
－	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	①	経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	②	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨	その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	④	働くことが困難な人への支援
	○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		⑥女性の経済的自立への支援
		⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
		⑨ その他
○	その他の解決すべき社会の課題	○アクティブシニアの社会参加の拡大を通した健康寿命の延伸 ○NPOやソーシャルビジネス事業者の新たな人材の獲得

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	地域社会の直面する課題が複雑化・重層化する一方、少子化が進み、課題解決の担い手は減少している。地域課題の現場と知識・経験・意欲を持つ高齢者をつなげ、課題解決の推進力とする。
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	介護予防や認知症の予防、社会的孤立の予防に有効な社会参加機会の拡充を図り、高齢者の健康寿命の延伸を図る。
8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	高齢者がその経験・知識・意欲を活かし、地域課題解決の担い手となることにより、新たな役割と収入を得て、域内経済の循環の活性化につなげる。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	本事業における伴走支援を通じ、地域のNPOやソーシャルビジネス事業者の企画力や人的基盤、ネットワークの強化を図り、課題解決力や収益力の底上げを行う。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
ソーシャルビジネスを中心とした起業家等の育成を通じて、横浜市の関内・関外地区（※）における業務機能の再生を図るとともに、創業支援、産業観光振興、クリエイティブシティの推進、商店街の活性化などの総合的なまちづくりの課題を一体的に解決する地域イノベーションを導出することをその設立の理念とする。 ※なお、横浜・神奈川での事業ノウハウを活用し、近年は活動のエリアを千葉（佐原）、静岡（沼津）などに展開。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
横浜市のモデル事業採択をきっかけに設立した株式会社。 主な事業は、（１）ソーシャルビジネスにおける起業・支援人材育成事業、（２）mass×mass関内フューチャーセンター設置運営、（３）まちづくり（団地再生、商店街活性）のコンサルや調査事業など。 横浜市（政策局、市民局、経済局、建築局、都市整備局、健康福祉局）と連携し、公民連携推進、市民協働推進、行政DX推進、高齢者の就労的活動支援なども担う。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2023年 9月 (採択時)	(終了)	2027年 3月	対象地域	関東圏	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無	なし
直接的対象グループ	アクティブシニア（※）が持つ経験・知識・意欲を地域課題の解決につなげていく活動を行うNPO法人・ソーシャルビジネス事業者（営利・非営利を問わない）を支援対象とする。 ※ここでいうアクティブシニアは「地域や社会貢献に関心があり、何らかの強み・スキルを持っている、活発な高齢者（65歳以上）」を指す。なお、本事業では、プレアクティブシニア世代を対象に含む。						(人数)	事業計画書の審査や応募団体へのヒアリング・プレゼンテーションを通じ、4団体程度を支援先として選定する。
最終受益者	既存の社会参加機会等に魅力を感じられず、社会参加の場・機会つながない意欲や経験・知識を有するアクティブシニア《主たる最終受益者》 様々な課題に直面しながらも、活動の担い手や解決に向けた知恵等の不足に悩む地域社会、および新たな活動の方向性を模索しているNPO・ソーシャルビジネス事業者等《支援プロセス・結果における受益者》						(人数)	主たる最終受益者であるアクティブシニアについて、新たに160人程度の方が、地域の課題解決や新たな価値創出につながる形で起業していることを目指す。
事業概要	関東圏のNPO・ソーシャルビジネス事業者等から、アクティブシニア起業支援を通じた、地域課題の解決や新たな価値創出、地域経済エコシステムの共創を目指した事業提案・企画を公募し、4団体程度を選出。それらに対し、資金提供及び伴走支援を行う。支援対象とする事業は地域性（都市部と郊外部）や事業内容のバランスを考慮して選定する。 非資金的支援として、ソーシャルビジネス事業者への支援経験を豊富に有するPO（プログラムオフィサー）による伴走支援のほか、実行団体の事業遂行力を高め、各団体の視野を広げるための複数回の勉強会や先進事例集等の共有、地域と起業者とのマッチング支援、団体間の成果共有・横のつながりの創出に向けた報告会の開催などの支援も行う。 実行団体は、アクティブシニアに対して、1か月半の期間で8回程度の地域起業セミナーを第1～2期行う。修了要件は、ビジネスプランの提出とプレゼンとする。修了生のうち、起業希望者に対して、経営全般に関する相談・情報提供、地域内外の支援機関・組織等のコーディネート（エリア調査、先行事例の選出、人材・支援人材確保、資金調達、事業設計、地域連携など）を行う。 各実行団体の活動は、下記に記載したアウトカム指標に基づく自己評価を通じてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果を踏まえたPOと実行団体関係者との協議に基づき次年度の活動内容の見直しを行うなど、PDCAサイクルを意識し事業を進める。 なお、事業最終年度では、事業全体の総括と資金分配団体としての支援ノウハウのパッケージ化を図る。その上で地方銀行や信用金庫等のネットワークを通して、当該ノウハウ等の周知・啓発を進め、各地の資金分配団体の掘り起こし・裾野の拡大にもつなげていく。 出口戦略として、社会的投資ファンドの組成、また2023年4月設立の一般財団法人社会価値共創財団との連携した助成プログラムを検討する。							

800/800字

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題 999/1000字

2030年以降、首都圏においても総人口が減少していく中で、65歳以上の高齢者人口は増加していく。特に東京都及び近隣3県では、75歳以上人口の増加が著しく、いずれの都県においても、2015年の1.4～1.6倍に増加することが予測されている。

既存の疫学的な研究では、高齢者の社会参加が介護予防や認知症の予防に一定の効果を有することが明らかになっている。そのため、高齢者の社会参加の促進を図ることが、健康寿命の延伸ひいては社会保障制度の持続可能性にポジティブな影響をもたらすことが予測される。

また、複雑化・重層化する地域課題に対し、都市部・地方部を問わず多くの地域において課題解決の担い手が不足しており、課題が生じている現場と社会参加・貢献意欲の高いアクティブシニアの活力をつなぐことで、シニアの健康寿命の延伸と地域課題の解決の両面にアプローチしていく方向が国や自治体で模索されている。

一方、長い老後を見据え定年後も働き続ける高齢者が増えている。再雇用や転職に加え、長年の経験やスキルを武器に思い思いのペースで働きたい人は起業も有力な選択肢となる。日本政策金融公庫総合研究所の新規開業実態調査によると、開業者に50歳以上の割合は2022年度に26.8%（60以上は7.5%）に達した。開業動機は、「自由に仕事がしたい」（56.6%）、「収入の増加」（47.2%）、「経験・知識や資格を活かす」（44.5%）といった回答が上位に挙がり、「社会に役立つ仕事がしたい」は27.6%となっている。

当社が行った地域起業セミナーの参加者から、「地域の役に立ちたいが、実は地域のことを知らない」「ボランティアではなく少し稼ぎたい」「地域の既存団体との接点を持ちたい」「自分の事業とつながる仲間をつくりたい」「自分のキャリアを地域で生かしたい」といった声がある。また新型コロナウイルスによるライフスタイル、ワークスタイルの変化から、より身近な地域・生活に根差した課題感を持つ受講生が増えている。藤沢市で金融機関勉強会を行った際に、「ゼロイチの起業家との接点はなかなか持てないので、こうした地域起業セミナーは意義がある。ただし、融資対象になるには、講座終了後の伴走支援が必要である」「プレ起業家も含めた起業家コミュニティの重要性を感じた」「地域起業のビジネスモデルをもっと理解したい」という感想が寄せられた。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況 200/200字

高齢者の就労や社会参加のきっかけとして、シルバー人材センターや社会福祉協議会等が運営するボランティアセンター等があるが、これらは高齢者を受け入れる企業等のニーズを重視する意向が強く、個々の高齢者に寄り添う姿勢が弱い。一方、シニア起業支援策は神奈川県や埼玉県で行われているが、収入の増加に重きが置かれ、高齢者の社会の役に立ちたいというニーズへの対応や、ロールモデルやビジネスモデルの提示に至っていない。

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 199/200字

各地のNPO法人や企業、金融機関、行政等と連携し、ソーシャルビジネスの担い手の発掘・育成・経営支援を継続的に実施。高齢者の社会参加機会の創出につながる事業の立ち上げ等を支援。また、クラウドファンディングプラットフォームを活用した資金調達支援も実施。

合わせて、アクティブシニア向け地域起業セミナーやプロボノ養成講座などを行い、役割のある形で社会参加を志向する高齢者の掘り起こしやサポートを実施。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 200/200字

これまでの事業では、起業のきっかけづくりや、クラウドファンディングなど一時的なコンサルティング等の支援が中心。休眠預金活用事業により本事業を実施することで、事業予算を確保した上で、外部専門家のアドバイスを得ながら中長期的な伴走支援が可能となる。その結果、アクティブシニアによる地域起業とコミュニティ形成を軸にした伴走支援を横浜以外のエリアで提供が叶い、実行団体の地域経済エコシステム構築に寄与できる。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から5年後の対象地域および他の地域において、次の状態を目指す。
①アクティブシニアが地域で起業して、地域課題の解決に向けた取り組みが増え、地域の雇用創出、多世代共生が進んでいる。
②セカンドキャリアや地域起業をキーワードとしたアクティブシニアのコミュニティの拡充が図られている。
③地域経済エコシステムが構築され、アクティブシニアの地域起業を後押しする資金的支援、非資金的支援が充足している。
④アクティブシニアの地域起業の伴走支援モデルが他の地域でも事業展開されている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
アクティブシニアが、地域起業セミナーや個別相談、持続支援を受けることで、対象地域における課題解決や新たな価値創出に向けて起業している。		セミナー受講者数に対して、実際に地域で起業したアクティブシニアの人数（または割合）		ゼロとして設定		目標値：1地区あたり6名程度 （3年間の受講生40名のうち15%の起業を想定） 目標達成時期：～2027年3月
地域起業セミナーの修了生コミュニティがあり、コミュニティのメンバーが互いの事業に協力・応援・参画することで、地域起業の実現に寄与している。		・セミナー修了生におけるコミュニティへの参加割合。 ・コミュニティのメンバーが互いの事業に協力・参画・応援しているか（アンケートやヒアリングで把握）。		セミナー修了生を対象としてコミュニティを新たにつくるものとする。		目標状態：他メンバーの活動に対して協力・参画・応援する形で地域起業に関わる修了生が現れている。 目標達成時期：～2027年3月
高齢者が、セミナーでの学びやマインドセット、個別支援を受けることで、能動的に活動し、地域に貢献するアクティブシニアへと変化している。		・高齢者が、起業・持続支援を通じて、地域に対して意欲・関心を高めたか。また、自らの資質やスキルを活かした地域での活動や関わり方（起業以外の形も含め）を見出したか。（修了生へのアンケートで把握）		ゼロとして設定		目標値：参加者の7割程度が、セミナーやコミュニティ等での活動を通じて地域に対する意欲・関心を高め、5割程度が地域での活動や関わり方を見出している。 目標達成時期：～2027年3月

アクティブシニアの起業により、対象地域における課題解決や新たな価値創出に向けた取組みが生まれている。	・地域の現状や課題の分析にもとづいて起業プランを作成しているか。 ・起業プランに地域の課題解決や新たな価値創出に向けたアイデアが含まれるか。 ・当該テーマに関係する機関・組織との連携・協働が見られるか。	ゼロとして設定	目標状態：アクティブシニアが、地域の現状や課題の分析にもとづき起業プランを作成し、関連機関と連携・協働しながら、地域の課題解決や新たな価値創出に取り組んでいる。 目標達成時期：～2027年3月
アクティブシニアによる起業の事例がビジネスモデルとして地域で共有されている。（月3万円程度の収入から、年間予算規模300万円程度の事業を想定）	・起業したアクティブシニアの事例がビジネスモデル化されているか。 ・ビジネスモデル化された事例が共有されているか。	ゼロとして設定	目標状態：1地区あたり6名程度の事例が、ビジネスモデル化され、報告会等の機会や広報媒体を通じて地域に共有されている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
支援期間終了後、実行団体が、アクティブシニアの起業・持続支援を自立的に企画・運営することができる。		実行団体自身で起業・持続支援のための事業を企画・運営できる人員とノウハウが整っているか。		団体により異なる。		目標状態：支援期間終了時点で、実行団体が、次年度の起業・持続支援のための体制の目的が立っている。
支援期間終了後も、実行団体が自ら資金を調達して、アクティブシニアの起業・持続支援を実施している。		・支援期間終了後の資金調達の方法について検討しているか。 ・検討した方法をもとに、資金調達に向けた取組を進め、目的が立っているか。		団体により異なる。		目標状態：支援期間終了時点で、実行団体において、次年度の起業・持続支援のための資金調達の目的が立っている。
実行団体が、アクティブシニアの起業を支える地域経済エコシステムの役割を理解し、維持・活用できている。		・関係機関とともにアクティブシニアの起業に必要な支援策を検討する機会を設けているか。 ・アクティブシニアによる起業への支援が実行できるよう、必要な関係機関への働きかけや連絡調整が担えているか。		地域により異なる。		目標状態：実行団体の関りによって、関係機関による起業支援に向けた検討がなされ、また、アクティブシニアの起業に対して必要な支援策が実施されている。
地域経済エコシステムを構成する起業支援ネットワークが、地域起業に対する理解を深め、アクティブシニアの起業に対しても必要な支援策が実施されている。		・アクティブシニアの起業に対する支援策を検討する場に関係機関が参画し、議論しているか。 ・検討した支援策が実行されているか（実行する準備が整っているか）。		地域により異なる。		目標状態：地域経済エコシステムを通じて、アクティブシニアの起業に対する支援が行われている。
アクティブシニアの起業に対する資金的支援の仕組みとして、地域経済エコシステムを通じて、地銀・信金、地域シンクタンク等の連携による仕組みが構築されている。		・地銀・信金、地域シンクタンク等により、アクティブシニアの起業に対する資金的支援の仕組みについて検討されている。 ・検討した仕組みについて、実行されているか（実行する準備が整っているか）。		地域により異なる。		目標状態：地域経済エコシステムを通じて、地銀・信金、地域シンクタンク等の連携によるアクティブシニアの起業に対する資金的支援の仕組みが構築されている。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期	
1) 第1ステージ：アクティブシニアを対象とした地域起業セミナー＋個別・グループ相談の実施（①企画・エリア調査、②各種調整、③広報、④事業実施、⑤相談対応、⑥評価・ふりかえり） ＜セミナープログラムイメージ＞ 地域を知る／資質・スキルの棚卸／地域起業の基礎／先輩起業家ストーリー／ビジネスプランの作成／プレゼン指導／拠点ツアー／中間発表・最終発表		2024年4月以降、2027年3月までの期間で2期程度のセミナーを実施	172/200字
2) 第1ステージ～：地域起業セミナー修了生によるコミュニティづくりの支援。リアル、オンラインでのコミュニティができることで、修了生同士のエンパワーメントや連携を促す。		第1期のセミナー実施期間中に立ち上げ、以降継続	83/200字
3) 第2ステージ：地域起業セミナー修了生の起業プランの実現に向けた起業・持続支援の実施。経営全般に関する相談・情報提供、地域内外の支援機関・組織等のコーディネート（エリア調査、先行事例の選出、人材・支援人材確保、資金調達、事業設計、地域連携など）		各期セミナー終了後、速やかに実施	123/200字
4) 実行団体による地域経済エコシステムの構築・維持・活用に向けた取組み（①起業支援ネットワークへの声掛け・連絡調整、②勉強会の開催、③その他）		～2027年3月	71/200字
5) 上記1）～4）の取組みに関する情報発信（事業の取組や成果、地域起業の魅力を発信していくことで、高齢者に対して参加を促したり、起業・持続支援に関わる関係機関に対してエコシステムへの参画を促していく。）		随時	101/200字
			0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	200字	時期	
【運営基盤強化】アクティブシニアを対象とした起業・持続支援に関するノウハウ移転 ①事業推進会議／情報交換会の実施 ②事業推進プラン作成支援 ③研修の実施（セミナーの企画運営に関するノウハウ・ツールの提供、起業・持続支援に関するノウハウ提供、クラウドファンディング、広報、まちづくりに関する制度・仕組みなど） ④個別対応		2023年10月～2027年2月	160/200字
【運営基盤強化】実行団体によるアクティブシニアに対する起業・持続支援へのサポート ①個別対応 ②分野専門家とのマッチング		第1期セミナー実施以降	60/200字
【運営基盤強化】実行団体のガバナンス・コンプライアンス強化の取り組み ①勉強会の開催 ②規程等、参考資料の提供		2023年10月～2027年2月	54/200字
【運営基盤強化】（支援期間終了後の自主事業化に向けた）実行団体による資金調達へのサポート ①資金調達に関するアドバイス ②個別対応		2023年10月～2027年2月	65/200字
【運営基盤強化】実行団体による地域経済エコシステム構築・維持・活用へのサポート ①先行事例から学ぶ勉強会の開催のサポート（企画運営に関する相談、講師コーディネート等） ②地域経済エコシステム構築の進め方・考え方に対するアドバイス ③個別対応		2023年10月～2027年2月	120/200字
【環境整備】地域起業エコシステムによる起業支援（資金支援以外）へのサポート。対象地域における起業支援ネットワークが、アクティブシニアの起業への理解を深め、必要な支援策を検討・実施している状態を目指す。 ①個別対応		2023年10月～2027年3月	106/200字
【環境整備】地域経済エコシステムによる起業支援（資金支援）へのサポート。地銀・信金、地域シンクタンク等と連携した、アクティブシニアの起業に対する資金的支援の仕組みづくりへのサポート。 ①先行事例から学ぶ勉強会の開催のサポート ②個別対応		2023年10月～2027年3月	118/200字
【環境整備】（資金分配団体による）広域を対象とした社会的投資ファンドの組成（伴走支援、ハンズオン支援） ①先行事例に関する情報収集、あり方検討		2023年10月～2027年3月	71/200字
			0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	WEB、SNS、メルマガを活用。セミナー修了者、自治体とのネットワーク、高齢者の社会参加支援を行うNPO法人等への個別の声掛け、介護事業者団体を通じた周知を行い、良質な事業アイデアを有する実行団体からの応募を募る。また、上記のチャンネルを通じて定期的に事業経過の周知を図り、成果やノウハウの普及を進め、類似事業を志向する団体を間接的に支援し、実行団体の活動にとどまらない社会的インパクトの最大化を狙う。	200/200字
連携・対話戦略	POが定期的に実行団体を訪問し、助言等を行うとともに、ZoomやSlack等による随時の情報交換・打合せを実施。また、実行団体間の横のつながりづくりも進めていく。併せて、当社のノウハウを提供し、実行団体による高齢者等向けのセミナーや企業・自治体を対象とする成果報告会などの開催を支援するとともに、各団体による自治体や企業等への訪問にPOが同行し、各実行団体の地域ネットワークの構築を進めていく。	197/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	・3年間の事業期間を通じ、当社内の伴走支援力のさらなる蓄積を図るとともに、資金提供と紐づく形での支援のノウハウを蓄積する。 ・本事業では、当社と2023年4月に設立した社会価値創造財団財団（公益法人化を予定）が連携して運営にあたる。将来的には、当社と当該財団が両輪となり、会員制の導入、遺贈の受け入れ、不動産投資型クラウドファンディングの活用、自治体や企業などに対する退職前研修やリスクリニングプログラムの受託や有償提供などの検討を進めていく。 ・本事業のノウハウを活用し、地方銀行や信用金庫、地域の中間支援組織などによる資金分配団体への応募等に対し、当社および当該財団はコンソーシアムメンバーとして関与する機会を増やしていく計画である。 ・社会的投資ファンドの組成（民間都市開発機構が参考になる）、当社が横浜市と協働で進めるITを活用した地域事業と人材マッチングの仕組みの展開なども検討していく。	400/400字
実行団体	今回の伴走支援は、アクティブシニアの社会参加機会の創出に係る事業そのものの成功だけでなく、実行団体の企画提案力や地域ネットワークの拡充を目指すものである。助成事業の初年度から、自治体への提案を通じた実行団体による事業の予算化、経済産業省や厚生労働省の補助事業への取組み、地域企業からの受託（企業等職員向け退職前研修の開催）、新たな法人の設立など、各団体の特性を踏まえた出口戦略・事業モデルの構築を念頭に置いた伴走支援を実施する。 併せて、支援期間終了後も、自走できるよう、組織力の強化に向けた助言、実行団体と同行する形での地元企業や金融機関への訪問などを通じた事後の継続的な資金面での協力要請なども実施する。	304/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	735/800字
当社として助成事業の実績はないが、関連するものとして経験・実績がある。	
1) 2010年度、2011年度に、当社前身の公益財団法人起業家支援財団として、内閣府地域社会雇用創造事業の一環で社会的企業育成支援事業を行った際、2年間で7000万円を50のソーシャルビジネス事業者に対し拠出し、同時に伴走支援も行った。[REDACTED] 2) 2019年度に、公益財団法人アイネット地域振興財団のNPO法人への助成プログラムの企画実施を担った。初年度、13のNPO法人等に約300万円を拠出した。[REDACTED] 3) 2015年からクラウドファンディングCAMPFIREの横浜パートナーとして参画（前身は、地域の人が地域のプロジェクトを応援する・FAAVO）。これまでに5800万円、約3700名から、37件のプロジェクトを支援。2023年4月に自らが実施した新設財団の基本財産のためのクラウドファンディングで、251名から約490万円の支援金を獲得。[REDACTED] 4) 日本NPOセンター在籍時（2000年前後）に、マイクロソフト、ファイザーの市民活動助成の立ち上げ、運営を担当。それぞれ年間3000万円超の助成金プログラムとなった。[REDACTED] 5) 2001年度に神奈川県職員として、かながわボランティア活動推進基金21（基金総額100億円、年間助成金額約1億円）の設立を担当し、事務局責任者として5年間にわたり市民活動への助成金交付と寄り添い支援を行った。[REDACTED] 6) 2020年度のコロナ禍に、横浜市内の255団体に対して約7300万円の助成が行われた「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う横浜市民公益活動緊急支援助成金」に、横浜市民協働推進センター職員として助成金事務局・審査を担当。[REDACTED]	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	796/800字
1) 人材育成事業：ソーシャルビジネススタートアップ講座（横浜市経済局／2014年度～2020年度／修了生300名、起業数60超）、YOXOイノベーションスクール（横浜市経済局／2020年度～2021年度／修了生180名）、セカンドキャリア地域起業セミナー（横浜市青葉区、港北区、藤沢市）を実施（各回30名程度が参加）。 2) 支援人材育成事業：プロボノ講座（青葉区）、ハマボノプロジェクト（横浜市民局）を実施。社会福祉法人こどもの国、社会福祉法人グリーン、若年性認知症支援事業者、フリール（カサンドラ症候群の家族・パートナー支援）、市内コミュニティカフェ（3丁目カフェ、エキープ、ハートフルポートなど）などにプロボノをマッチング。 3) 支援人材育成事業：ヨコハマイノベーションスクラムプログラム（横浜市委託事業／2017年度～2018年度）。横浜こどもホスピスプロジェクト、日本補助犬情報センター、減災ラボ、あそびい横浜などに対し、プロボノ参画を組み合わせた伴走支援を実施。 4) 調査研究：次世代郊外まちづくりSTUDIES（横浜市建築局、東急によるプロジェクト）。10年間の施策による社会関係資本の形成のプロセスを冊子にまとめた。この事業の座組が。実行団体が地域における関係性を拡張していく時のイメージを共有するのに役立つ。https://jisedaikogai.jp/pdf/jisedai_studies_all.pdf 5) 経済産業省「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業」にて、「都市部の社会課題解決に向けた空き店舗・空き家の社会目的利用を基軸とする地域経済活性化モデル創出事業」の実施。2021年度。 6) 厚労省・社会福祉推進事業「福祉施策を担う社会的企業の事業モデルのあり方に関する調査研究開」。当社と浜銀総合研究所で事業推進することになった最初の事業。2015年度。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	・地域起業、ソーシャルビジネスの起業・創業支援を行う事業者（営利・非営利問わず） ・地域の生活支援ニーズとシニアをつなぐシステムや仕組みの開発、コミュニティ形成を行う事業者 ・空家物件の利活用を不動産投資型クラウドファンディングで事業化支援する事業者 ・シニアの生きがい創出を講座事業、商品開発の機会提供、拠点運営支援、情報発信を行う事業者 ・大企業リタイア層の交流、エンパワメントを担う事業者、など	200/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体あたり事業期間中において1500万円から4000万円の支援を想定。	36/200字
(4)案件発掘の工夫	・当社のWEBやSNS、メルマガ、自治体、NPO・ソーシャルビジネス支援組織、高齢者の支援や社会参加へ関心を有する事業者が多数加盟する団体（介護事業者団体など）を通じた周知などを行い、良質な事業アイデアを有する実行団体からの応募を募る。 ・新現役ネット、ボラリス、エンジョイワークス、MIKAWAYA21、つなぐば家守舎、BABALabなど、シニア起業支援に関心や実績のある組織に個別に声掛けする。	199/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	【事務局】事業統括 担当PO PO補佐 総務経理 【外部人材・機関の活用】 社会価値共創財団 地域シンクタンク（事業全体の評価、教材制作など） ※調整中 評価アドバイザー（岡山NPOセンター代表理事） 【審査委員会】5名（実行団体の選定、専門的見地からのアドバイス）	200/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	外部有識者2名を含むコンプライアンス委員会の設置 コンプライアンス担当取締役の配置 第三者からなる公益通報窓口の設置 組織運営を公正に行うための規程類の整備 不正行為や利益相反防止のための規程類の整備 【外部人材・機関の活用】事業運営アドバイザー （岡山NPOセンター代表理事）、同センター事務局スタッフ （神奈川子ども未来ファンド理事長）他	191/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2023/10/01	～ 2027/03/31
資金分配団体	事業名	アクティブシニアによる地域課題解決を促進する起業支援プログラム	
	団体名	関内イノベーションイニシアティブ株式会社	

	合計	助成金	自己資金・民間資金
事業費	141,989,550	140,989,550	1,000,000
実行団体への助成	120,000,000	120,000,000	0
管理的経費	21,989,550	20,989,550	1,000,000
プログラムオフィサー関連経費	24,559,420	24,559,420	－
評価関連経費	11,266,000	11,266,000	－
資金分配団体	6,466,000	6,466,000	－
実行団体用	4,800,000	4,800,000	－
合計	177,814,970	176,814,970	1,000,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金 (A)	11,091,310	43,386,080	43,846,080	42,666,080	140,989,550
実行団体への助成	7,200,000	37,600,000	37,600,000	37,600,000	120,000,000
－					
管理的経費	3,891,310	5,786,080	6,246,080	5,066,080	20,989,550
自己資金・民間資金 (B)	0	0	0	1,000,000	1,000,000
実行団体への助成					0
管理的経費				1,000,000	1,000,000
合計 (A+B)	11,091,310	43,386,080	43,846,080	43,666,080	141,989,550
実行団体への助成	7,200,000	37,600,000	37,600,000	37,600,000	120,000,000
管理的経費	3,891,310	5,786,080	6,246,080	6,066,080	21,989,550
補助率 (A/(A+B))	100.0%	100.0%	100.0%	97.7%	99.3%

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	3,937,060	6,874,120	6,874,120	6,874,120	24,559,420
プログラム・オフィサー人件費等	2,460,000	4,920,000	4,920,000	4,920,000	17,220,000
その他経費	1,477,060	1,954,120	1,954,120	1,954,120	7,339,420

3. 評価関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (D)	1,810,000	3,198,000	3,120,000	3,138,000	11,266,000
資金分配団体	610,000	1,998,000	1,920,000	1,938,000	6,466,000
実行団体用	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	4,800,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C+D)	16,838,370	53,458,200	53,840,200	52,678,200	176,814,970
総事業費(A+B+C+D)	16,838,370	53,458,200	53,840,200	53,678,200	177,814,970

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

[illegible]

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)年度別合計

[丹]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	計
自己資金・民間資金	0	0	0	1,000,000	1,000,000

(2)内訳

1.事業費「自己資金・民間資金(B)」の調達予定について、調達方法、調達金額、調達確度、調達時期等を記載してください。

[illegible]

申請書類チェックリスト

事業名：	アクティブシニアによる地域課題解決を促進する起業支援プログラム
団体名：	関内イノベーションイニシアティブ株式会社

<留意点>

・申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類が揃っているか確認してください。

本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。

・本申請チェックリストは事業ごとにご提出ください。なお、2事業目は、「団体ごとに提出する申請書類」の記載は不要です。

「申請事業ごとに提出する書類」のみ記載してください。

※通常枠では、申請団体は、4つの助成事業のうち、同一事業区分の中では1事業まで、異なる事業区分間では合計2事業まで申請できます。

なお、災害支援事業については、防災・減災支援、緊急災害支援、災害復旧・生活再建支援については組み合わせての申請も可能とし、この場合は1事業として申請してください。

申請事業ごとに提出する申請書類	公募システム添付先	提出する書類	提出形式	通常枠	チェック	備考
	助成申請書	様式01 助成申請書	PDF	●	添付済み	※書式厳守（登録印の押印が必要）
	事業計画書	様式02 事業計画書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	資金計画書等	様式03 資金計画書等	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	申請書類チェックリスト	様式04 申請書類チェックリスト※本紙	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	事業設計図補足資料	事業設計図補足資料	PDF	任意	添付済み	
	その他（計画の別添等）	本提案の事業構想図 Kii_事業説明資料_2022 Kii_事業開発部門_2022年度上期レポート Kii事業開発部門_2021年度年次レポート Kii施設運営部門_2021年度年次レポート 令和2年度_地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討報告書 コラボプロジェクト プロボノ講座 あおばセカンドキャリア地域起業セミナー 湘南セカンドキャリア地域起業セミナー ソーシャルビジネススタートアップ講座	PDF	任意	添付済み	※団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。 ※「提出する書類」の欄に提出する書類名を入力してください。 ※欄が足りない場合は行を追加してください。

団体ごとに
提出する申
請書類
※複数事業申
請の場合、2事
業目は記入不
要

団体情報	様式05 団体情報	Excel	●	添付済み	※書式厳守
役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●	添付済み	※書式厳守 ※役員名簿にはパスワードをかけ、パスワードはJANPIA WEBサ イトから指定のフォームでJANPIAに送ってください。（詳細は、 JANPIA WEBサイト申請ページをご確認ください。） ※ 過去資金分配団体に採択された団体で、最新の書類を提出済み の団体は提出不要です。
規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
定款	定款	PDF	●	添付済み	
規程類	規程類	PDF	●	添付済み	※該当する規程類が添付できていることを確認し、チェックして ください。 ※過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体） として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出 のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生 じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
登記事項証明書	登記事項証明書(全部事項証明書)	PDF	●	添付済み	※発行日から3ヶ月以内の全部事項証明書の写しをご提出くださ い。
事業報告書（過去3年分）	事業報告書	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分につい て提出ください。
決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分につい て提出ください。 ※随時枠の場合は前年度分のみ提出ください。 ◎キャッシュ・フロー計算書、附属明細書、財産目録及び収支決 算書については、作成している場合は提出してください。監事及 び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出して ください。 ※ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事 業については、「決算報告書類（過去3年分）」を参考書類とし て提出していただきます。
	損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、 収支計算書等)	PDF	●	添付済み	
	キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●	添付済み	
	附属明細書◎	PDF	●		
	財産目録◎	PDF	●	該当しない	
	収支決算書◎	PDF	●	添付済み	
	監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●	添付済み	

※コンソーシアムで申請の場合には、幹事団体は以下書類もご提出ください。

申請事業ごとに提出する申請書類	コンソーシアム関連書類（申請事業ごと）	コンソーシアムの実施体制表	PDF	●		
		様式C01 コンソーシアムに関する誓約書	PDF	●		※書式厳守
幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体分の書類	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●		
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●		
	定款	定款	PDF	●		
	規程類	規程類	PDF	●		
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。 ※申請時点で非幹事団体として決定している場合、非幹事団体分をご提出ください。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●		
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●		
		附属明細書◎	PDF	●		
		財産目録◎	PDF	●		
		収支決算書◎	PDF	●		
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●		

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

第10期 2019年（令和元年度）事業報告

（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2019年度（令和元年度）の我が国経済は、世界経済の減速傾向はあったものの、設備投資や公共投資などの内需が牽引する形で緩やかな回復を続けておりました。そうした中、10月には、消費税率が10%に引き上げられ、経済動向に留意が必要とされておりましたが、2020年（令和2年）1月に入り新型コロナウイルスの発症、感染拡大に伴い、世界経済の減速とともに我が国も大きな影響を受けることになりました。

世界の工場である中国の製造能力の減少、渡航の制限による観光業、ホテル業などの需要減退、外出自粛等による消費の落ち込み、雇用・失業問題などを鑑みてリーマンショックを大きく上回る経済危機とも言われております。

新型コロナウイルスは、地域の創業経営者など中小企業経営者にとっても対応が難しく事業形態の変容を迫られる経営危機ともなっております。今後当社の業績にも予測しがたい影響が及んでくるのではないかと危惧されます。

一方、建設が進んでおりました横浜市庁舎は竣工し、2020年（令和2年）4月中旬から移転が開始され、北仲通南地区の事業環境は大きく変貌するものと見られます。

こうした中で、2019年度（令和元年度）の業績は、施設事業、受託事業合わせて、売上高76百万円、当期純利益148万円となりました。

また、2020年（令和2年）3月末の施設の入居者数は、86契約116名となりました。

2. 主要な業務内容

（1）会社設立の理念

当社の設立理念は、定款第2条に規定する通り、ソーシャルビジネス〈社会的企業〉を中心とした起業家等の育成を通じて、横浜市の関内・関外地区における業務機能の再生を図るとともに、創業支援、産業観光振興、クリエイティブシティの推進、商店街活性化等の総合的なまちづくりの課題を一体的に解決する地域イノベーションを導出することにあります。

（2）当社が行う事業

当社が定款で定める主要事業は以下の通りです。

- ① 社会起業家、クリエイター、NPO法人等を集積し、それらの相互交流を通じた起業家の育成、支援、
- ② ビジネスインキュベーション施設（当センター）の運営

- ③ 各分野にわたる支援機関、協力企業、士業等との連携、ネットワークの形成によるワンストップでの支援サービスの提供、
- ④ 起業家等に対する経営コンサルティングや各種のマーケットリサーチ業務
- ⑤ Web サイトの運営や広告制作の業務
- ⑥ 上記の事業により、インキュベーション施設全体で創発的な空気に満ちた環境の提供などにより、入居者の成長、成長後の近隣ビルへの退出など、地域のイノベーションの導出

(3) 当年度実施した主要な事業

当社は、2011年（平成23年）3月11日のオープン以来9年にわたり事業を展開し、この間、主要事業である社会起業家等に対する創業支援、育成とビジネスインキュベーション施設の運営に努めてきました。

① 起業スクール事業

地域や社会的課題に目を向け、いたずらに収益を上げる企業や組織ではなく、本当の意味で持続可能で豊かなまちを創ることができる起業家を育成することを目標にスクール事業を展開しています。

ア 横浜市経済局委託事業 ソーシャルビジネス創業支援事業

○「Social Business Startup Program」

地域課題解決に取り組みたい人を対象としたソーシャルビジネスの起業講座（1期）を実施しました。

イ 横浜市青葉区委託事業 シニアパワーの活用による地域包括ケアシステム推進事業

○「Second Career 地域起業セミナー」

青葉区で地域活動をはじめたいと考えるシニアを対象にソーシャルビジネスの起業講座を実施しました。2020年3月に予定していたクロージングイベントは新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、中止となりました。

○「小商い講座」

青葉区で小商い（自分のできることで行う自分サイズのビジネス）を始めたいと考える人を対象に講座を実施しました。

○「プロボノ講座」

青葉区でプロボノ（社会人経験によって得られた知識やスキルを活かしたボランティア活動）を行いたいと考える人を対象に講座を実施しました。

○「あおば拠点歩き」

青葉区で地域活動や事業を行っている人を訪ねる街歩きツアー（計3回）を実施しました。

ウ 横浜市港北区 地域包括ケアシステム推進に向けた「セカンドキャリア起業セミナー」受託事業

○「Second Career 地域起業セミナー」

港北区で地域活動をはじめたいと考えるシニアを対象にソーシャルビジネスの起業講座を実施しました。

エ 横浜市経済局委託事業 ベンチャー企業成長支援事業

○「第1期 YOXO イノベーションスクール」

「イノベーション都市・横浜」推進のためにつくられた新拠点「YOXO BOX」を会場に、世界を変えるビジネスを横浜から創出すべく、既存産業に ICT/IOT などの技術を掛け合わせた新産業を創出するイノベーション人材の発掘育成を目指し実施しました。後半の 4 講義は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、オンラインでの実施となりました。

オ 「マスマスカレッジ第 6 期実践創業講座」を、横浜市特定創業支援事業として、オンラインで 7 月から 3 月まで開講しました。昨年度に引き続き、2017 年度に実施した「マスマスカレッジ第 4 期実践創業講座」の動画を編集したものを用いて実施しました。

②ビジネスインキュベーション施設の運営

ア コワーキングスペース・シェアオフィス事業

「人」「アイデア」「多様な価値観」が出会い新しい働き方を築くコミュニティプラットフォームとして関内フューチャーセンターを運営しています。

イ mass×mass Cafe

新しい価値観、新しいスタイルの提供を目的に、毎月さまざまなテーマを取り上げて実施しました。

③クラウドファンディング事業

クラウドファンディングのプラットフォームを運営する株式会社 CAMPFIRE と業務提携した「FAAVO 横浜」の事務局として、地域を盛り上げるプロジェクトを応援しています。これまでの成果も踏まえ、2020 年度（令和 2 年度）も引き続き業務提携を継続し、地域の中からクラウドファンディングを起案する事業を皆様に紹介していきたいと思っています。

④地域企業との協働としての「まちなか社食」の提供

2013 年（平成 25 年）10 月より、「大企業でなくても社食のような機能を街で持ってみよう」というコンセプトで、横浜で起業した「仕出し屋うお時」様と提携し、横浜の新鮮野菜を使用した地産地消型の弁当を提供しています。神奈川県中小企業共済会館様のご協力もあり、1 日平均 60 食ほどの売上があり、地域の方々に好評をいただいています。また、チャレンジショップとして「鎌倉山ラメール」や「aldo coffee」「杯一食堂」などが出店し、種類豊富な昼食を提供しています。

⑤コンサル、マーケットリサーチ事業として当年度実施した主たる外部受託事業

- ・横浜市経済局 ソーシャルビジネス創業支援事業
- ・横浜市青葉区 シニアパワーの活用による地域包括ケアシステム推進事業
- ・東京急行電鉄・横浜市建築局 次世代郊外まちづくり調査事業

⑥情報発信について

- ・WEB サイト <http://massmass.jp>

「ニュース」「マスマスカレッジ実施報告」「マスマスカフェ実施報告」など、1週間に1記事ペースで更新しています。

- ・FACEBOOK

1日1記事ペースの更新を目標に取り組んでいます。

WEB サイトやTwitter との連動で、マスマスメンバーやその他の情報を展開し「いいね!」は広がりを見せています。

- ・メールマガジンの発行

月2回配信しています。横浜市や神奈川県などの行政機関、NPO 支援や産業支援機関からの告知協力にも対応しています。

⑦新規イベント

- ア「治田友香のスパイシー談義」

2019年8月に開始し、月1回、計7回行いました。主旨は、当社代表の治田がいま注目する各界の人物をゲストに呼び、最先端の話を伺うものです。

- イ「ハートに火をつけて」

2020年2月8、9日グランモール公園にて屋外イベントを企画実施。公共空間の利活用の経験となった。三菱地所協賛、温暖化対策本部共催。

3. 資金調達等についての状況

- (1) 設備投資

当年度は、特別の設備投資は行っておりません。

- (2) 資金調達

当年度は、特別の資金調達は行っておりません。

4. 直前5事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
売上高	52,635	64,881	76,049	65,322	76,883
販管費	56,221	60,227	69,738	63,250	74,245
営業利益	▲ 3,642	4,610	6,296	2,051	2,604
経常利益	▲ 3,770	7,035	7,788	2,129	2,490
当期利益	▲ 3,962	6,843	7,190	1,831	1,482
総資産	27,578	35,919	47,004	39,913	44,381
純資産	9,490	16,334	23,524	25,355	26,837

(注) 第1期は4か月間の創業準備で売上高は「0」でした。

第2期は 内閣府の社会起業家育成事業の会場としてワークショップスタジオが年度中活用され、売上高 31,678 千円、当期利益 557 千円を確保できま

した。

第3期は、売上高 29,616 千円、当期利益▲1,953 千円でした。

第4期は、売上高 38,487 千円、当期利益 640 千円の黒字決算でした。

第5期は、売上高 41,936 千円、当期利益 225 千円の黒字決算でした。

5. 対処すべき課題

当社の設立理念に基づき、関内・関外地区の業務機能再生のモデルの創出、まちづくりや地域の活性化を進めていくため、引き続き次の事項を経営課題として対処してまいります。

- (1) 起業家の育成・支援
- (2) 起業家等の施設入居利用者の増加、特にコワーキングスペースの利用促進
- (3) 起業家育成のためのコンサルティング機能の強化
- (4) 交流スペースとしてのワークショップスタジオ等の活用
- (5) 当社、入居利用者、地域等の連携
- (6) マスマスカレッジ等の充実による事業収入の拡大
- (7) 横浜市庁舎移転による環境変化に対応した業務展開
- (8) 上記以外の収益増大をはかる仕組みづくり

6. その他、会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株主の状況

当年度末における当社の株主は、次の 22 社であります。

1. 一般財団法人神奈川県中小企業共済会館	20 株
2. 川本工業株式会社	20 株
3. 全国デジタル・オープン・ネットワーク事業協同組合	13 株
4. 一般財団法人日本起業家協会	20 株
5. 株式会社ハリマビシステム	20 株
6. 株式会社マクニカ	20 株
7. 丸全昭和運輸株式会社	20 株
8. 三丸興業株式会社	20 株
9. 横浜丸魚株式会社	20 株
10. 株式会社横浜銀行	20 株
11. 横浜エレベータ株式会社	20 株
12. 株式会社VM	40 株
13. 株式会社ケイエスピー	40 株
14. 株式会社経理バンク	20 株

15. 株式会社アールケイエンタープライズ	20 株
16. 株式会社勝烈庵	20 株
17. 株式会社 I T ワークス	5 株
18. 株式会社ネクストワークス	2 株
19. ナイス株式会社	20 株
20. 久野謙治	20 株
21. 小林孝雄	40 株
22. 角田友香	30 株

2. その他株式に関する重要な事項

(1) 発行可能株式総数、発行済み株式総数

当社の発行可能株式総数	1000 株
このうち、発行済み株式総数	470 株

(2) 株式の譲渡制限等

当社の株式は、定款第 7 条の規定により、譲渡、取得には株主総会の承認が必要となっております。

また、定款第 8 条の規定により、当社は株券を発行いたしません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

当年度の取締役、監査役は次の通りです。

地位	氏名	担当	兼職等
代表取締役社長	角田 友香	総括	専任
取締役（非常勤）	渡邊 清高		株式会社うお時 代表取締役
取締役（非常勤）	原 大祐		NPO 法人西湘をあそぶ会 代表
取締役（非常勤）	男澤 誠		株式会社スリーハイ 代表取締役
取締役（非常勤）	石井 宏和		グーニーズグループ 代表
監査役	小林 孝雄		当社監査役

2. 取締役、監査役の報酬等の総額

当社の取締役及び監査役の報酬は、2015 年（平成 27 年）6 月 25 日の定時株主総会において、次の通り決議されております。

取締役の報酬	1 人当たり、月額 80 万円以内で取締役会で定める金額
監査役の報酬	月額 20 万円以内で取締役会です承する金額

当年度中の代表取締役に対する報酬の支払い額は、7,500 千円であり、年間限度額（月額 80 万円×12 ヶ月＝960 万円）の範囲内となっております。

なお、その他の取締役及び監査役に対する報酬の支払いはありません。

3. その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

IV. 重要な後発事象等

該当する事項はありません。

以上

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

第10期 2019年度（令和元年度）事業報告の附属明細書
（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

I. 会社役員その他の会社の業務執行者との兼務状況

事業報告に記載の通りです。

II. 会社役員または支配株主との間の利益が相反する取引

該当する事項はありません。

以上

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

第 11 期 2020 年（令和二年度）事業報告

（自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2020 年（令和 2 年）1 月に入り、わが国でも新型コロナウイルスの発症が見られ、その後数次にわたる緊急事態宣言の発令もあり、わが国経済、社会に大きな影響を受けることになりました。新型コロナウイルスは、感染防止対策を徹底する中で、仕事のあり方、事業形態の変容を迫られる経営危機ともなっています。

一方、建設が進んでおりました横浜市の新庁舎は竣工し、2020 年（令和 2 年）4 月中旬から移転が開始され、北仲通南地区の人流、事業環境は大きく変貌するものと見られます。

こうした中で、2020 年度（令和 2 年度）の業績は、施設事業がコロナ禍で減収となったものの、受託事業が伸び、合わせて売上高は 81 百万円、当期純利益は 552 万円となりました。

また、2021 年（令和 3 年）3 月末の施設の入居者数は、85 契約 115 名となりました。

2. 主要な業務内容

（1）会社設立の理念

当社の設立理念は、定款第 2 条に規定する通り、ソーシャルビジネス〈社会的企業〉を中心とした起業家等の育成を通じて、横浜市の関内・関外地区における業務機能の再生を図るとともに、創業支援、産業観光振興、クリエイティブシティの推進、商店街活性化などの総合的なまちづくりの課題を一体的に解決する地域イノベーションを導出することであります。

（2）当社が行う事業

当社が定款で定める主要事業は以下の通りです。

- ① 社会起業家、クリエイター、NPO 法人等を集積し、それらの相互交流を通じた起業家の育成、支援、
- ② ビジネスインキュベーション施設（当センター）の運営
- ③ 各分野にわたる支援機関、協力企業、土業等との連携、ネットワークの形成によるワンストップでの支援サービスの提供、
- ④ 起業家等に対する経営コンサルティングや各種のマーケットリサーチ業務
- ⑤ Web サイトの運営や広告制作の業務
- ⑥ 上記の事業により、インキュベート施設全体で創発的な空気に満ちた環境の提供などにより、入居者の成長、成長後の近隣ビルへの退出など、地域のイノベシ

ヨンの導出

(3) 当年度実施した主要な事業

当社は、2011年（平成23年）3月11日のオープン以来10年にわたり事業を展開し、この間、主要事業である社会起業家等に対する創業支援、育成とビジネスインキュベーション施設の運営に努めてきました。

① 起業スクール事業

地域や社会的課題に目を向け、いたずらに収益を上げる企業や組織ではなく、本当の意味で持続可能で豊かなまちを創ることができる起業家を育成することを目標にスクール事業を展開しています。

ア 横浜市経済局委託事業 ソーシャルビジネス創業支援事業

○「Social Business Startup Program」

地域課題解決に取り組みたい人を対象としたソーシャルビジネスの起業講座（1期）をオンラインで実施しました。

イ 横浜市青葉区委託事業 シニアパワーの活用による地域包括ケアシステム推進事業

○「Second Career 地域起業セミナー」

青葉区で地域活動をはじめたいと考えるシニアを対象にソーシャルビジネスの起業講座をオンラインで実施しました。

○「プロボノ講座」

青葉区でプロボノ（社会人経験によって得られた知識やスキルを活かしたボランティア活動）を行いたいと考える人を対象にオンライン講座を実施しました。また、実際に青葉区内の2団体を支援しました。

○「トークイベント田園都市で暮らす働くを語ろう」

田園都市沿線で、自分らしい暮らしや働き方を実践されている方々を招き、トークイベントをオンラインで実施しました（計4回）。

○「初心者向けオンライン講座」

コロナ禍でオンラインセミナーや講座が増えたことを受け、オンラインツールの使い方に関する講座を行いました。

ウ 横浜市港北区 地域包括ケアシステム推進に向けた「セカンドキャリア起業セミナー」受託事業

○「Second Career 地域起業セミナー」

港北区で地域活動をはじめたいと考えるシニアを対象にソーシャルビジネスの起業講座をオンラインで実施しました。

エ 横浜市経済局委託事業 ベンチャー企業成長支援事業

○「YOXO イノベーションスクール」

「イノベーション都市・横浜」推進のためにつくられた「YOXO BOX」を拠点に、世界を変えるビジネスを横浜から創出すべく、既存産業にICT/IOTなどの技術を掛け合わせた新産業を創出するイノベーション人材の発掘育成を目指し起業講座（2期）をオンラインで実施しました。

オ 「マスマスカレッジ第7期実践創業講座」を、横浜市特定創業支援事業として、オンデマンドで5月から3月まで開講しました。2017年度に実施した「マスマスカレッジ第4期実践創業講座」の動画を編集したものを用いて実施しました。

②ビジネスインキュベーション施設の運営

ア コワーキングスペース・シェアオフィス事業

「人」「アイデア」「多様な価値観」が出会い新しい働き方を築くコミュニティプラットフォームとして関内フューチャーセンターを運営しています。

イ mass×mass Cafe

新しい価値観、新しいスタイルの提供を目的に、定期的にさまざまなテーマを取り上げてオンラインで実施しました。

③クラウドファンディング事業

クラウドファンディングのプラットフォームを運営する株式会社CAMPFIREと業務提携した「FAAVO 横浜」の事務局として、地域を盛り上げるプロジェクトを応援しています。2020年度（令和2年度）はコロナ禍で影響を受けた飲食店などをはじめ、新型コロナウイルスサポートプログラムとして4プロジェクトを支援しました。また、関内フューチャーセンターの新プロジェクト「local book store」の支援も行いました。

④地域企業との協働としての「まちなか社食」の提供

2013年（平成25年）10月より、「大企業でなくても社食のような機能を街で持ってみよう」というコンセプトで、弁当を提供しています。神奈川県中小企業共済会館様のご協力もあり、1日あたり30食ほどの売上があり、地域の方々に好評をいただいています。チャレンジショップとして「鎌倉山ラメール」「杯一食堂」「タベルナ ポローネ」などが出店し、種類豊富な昼食を提供しています。

⑤コンサル、マーケットリサーチ事業として当年度実施した主たる外部受託事業

- ・横浜市経済局 ソーシャルビジネス創業支援事業
- ・横浜市青葉区 地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討
- ・東京急行電鉄・横浜市建築局 次世代郊外まちづくり調査事業
- ・横浜市経済局 商店街空き店舗コンサルティング事業
- ・横浜市泉区 持続可能な地域活動に関する調査・企画業務
- ・横浜市市民局 横浜市市民協働推進センター運営事業（共同事業体として参画）

⑥情報発信について

- ・WEBサイト <http://massmass.jp>

「ニュース」「起業講座実施報告」「マスマスカフェ実施報告」など、1週間に1記事ペースで更新しています。

- ・FACEBOOK

1日1記事ペースの更新を目標に取り組んでいます。

WEB サイトやTwitter との連動で、マスマスメンバーやその他の情報を展開し「いいね！」は広がりを見せています。

・メールマガジンの発行

月2回配信しています。横浜市や神奈川県などの行政機関、NPO 支援や産業支援機関からの告知協力にも対応しています。

3. 資金調達等についての状況

(1) 設備資金、運転資金

当年度は、コロナ禍に対応して安全、安心、有用なインキュベーション施設とするため、リフォームを実施するとともに、施設管理運営を安定させるため、日本政策金融公庫から35百万円の長期資金借入を行いました。(これまでの借入金を纏めて一本化しましたので、期末借入金残高は30百万円となります)

4. 直前5事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
売上高	64,881	76,049	65,322	76,883	81,280
販管費	60,227	69,738	63,250	74,245	76,011
営業利益	4,610	6,296	2,051	2,604	5,259
経常利益	7,035	7,788	2,129	2,490	6,274
当期利益	6,843	7,190	1,831	1,482	5,521
総資産	35,919	47,004	39,913	44,381	78,680
純資産	16,334	23,524	25,355	26,837	32,358

(注) 第1期は4か月間の創業準備で売上高は「0」でした。

第2期は 内閣府の社会起業家育成事業の会場としてワークショップスタジオが年度中活用され、売上高 31,678 千円、当期利益 557 千円を確保できました。

第3期は、売上高 29,616 千円、当期利益▲1,953 千円でした。

第4期は、売上高 38,487 千円、当期利益 640 千円の黒字決算でした。

第5期は、売上高 41,936 千円、当期利益 225 千円の黒字決算でした。

第6期は、売上高 52,635 千円、当期利益▲3,962 千円でした。

第11期から、売上高は消費税を除く数字となっています。

5. 対処すべき課題

当社の設立理念に基づき、関内・関外地区の業務機能再生のモデルの創出、まちづくりや地域の活性化を進めていくため、引き続き次の事項を経営課題として対処してまいります。

- (1) 起業家の育成・支援
- (2) 起業家等の施設入居利用者の増加、特にコワーキングスペースの利用促進
- (3) 起業家育成のためのコンサルティング機能の強化
- (4) 交流スペースとしてのワークショップスタジオ等の活用
- (5) 当社、入居利用者、地域等の連携
- (6) マスマスカレッジ等の充実による事業収入の拡大
- (7) 横浜市庁舎移転による環境変化に対応した業務展開
- (8) 上記以外の収益増大をはかる仕組みづくり

6. その他、会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株主の状況

当年度末における当社の株主は、次の 20 社であります。

1. 一般財団法人神奈川県中小企業共済会館	20 株
2. 川本工業株式会社	20 株
3. 全国デジタル・オープン・ネットワーク事業協同組合	13 株
4. 株式会社ハリマビステム	20 株
5. 株式会社マクニカ	20 株
6. 丸全昭和運輸株式会社	20 株
7. 三丸興業株式会社	20 株
8. 横浜丸魚株式会社	20 株
9. 株式会社横浜銀行	20 株
10. 横浜エレベータ株式会社	20 株
11. 株式会社ケイエスピー	40 株
12. 株式会社経理バンク	20 株
13. 株式会社アールケイエンタープライズ	20 株
14. 株式会社勝烈庵	20 株
15. 株式会社 I T ワークス	5 株
16. 株式会社ブロードゲージ	2 株
17. ナイス株式会社	20 株
18. 久野謙治	20 株
19. 小林孝雄	40 株
20. 角田友香	90 株

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数、発行済み株式総数

当社の発行可能株式総数	1000 株
このうち、発行済み株式総数	470 株

(2) 株式の譲渡制限等

当社の株式は、定款第 7 条の規定により、譲渡、取得には株主総会の承認が必要となっております。

また、定款第 8 条の規定により、当社は株券を発行いたしません。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

当年度の取締役、監査役は次の通りです。

地位	氏名	担当	兼職等
代表取締役社長	角田 友香	総括	専任
取締役（非常勤）	原 大祐		NPO 法人西湘をあそぶ会 代表
取締役（非常勤）	男澤 誠		株式会社スリーハイ 代表取締役
取締役（非常勤）	石井 宏和		グーニーズグループ 代表
監査役	小林 孝雄		当社監査役

2. 取締役、監査役の報酬等の総額

当社の取締役及び監査役の報酬は、取締役については、2020 年（令和 2 年）6 月 30 日の定時株主総会において、次の通り決議されております。

取締役の報酬 1 人当たり、月額 100 万円以内で取締役会で定める金額

なお、監査役の報酬については、2010 年（平成 22 年）12 月 22 日の臨時株主総会において

監査役の報酬 月額 20 万円以内で取締役会で了承する金額 としています。

当年度中の代表取締役に対する報酬の支払い額は 11,200 千円であり、年間限度額（月額 100 万円×12 か月＝1,200 万円）の範囲内となっております。

なお、その他の取締役及び監査役に対する報酬の支払いはありません。

3. その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

IV. 重要な後発事象等

該当する事項はありません。

以上

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

第11期 2020年度（令和2年度）事業報告の附属明細書
（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

I. 会社役員その他の会社の業務執行者との兼務状況

事業報告に記載の通りです。

II. 会社役員または支配株主との間の利益が相反する取引

該当する事項はありません。

以上

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

第12期 2021年（令和3年度）事業報告

（自 2021年（令和2年）4月1日 至 2022年（令和3年）3月31日）

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2021年（令和3年）は1月7日に1都3県に緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルスの感染者が激増し、ワクチンの接種が始まったものの、その後数次にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出され、感染防止に追われる1年となりました。県内の景況感をみますと、with コロナという認識も広がり経済活動は基調として持ち直しつつありました。しかし、オミクロン株への変異やウクライナ情勢の緊迫化、エネルギーや食料価格の高騰、内外金利差に伴う円安などにより、2022年（令和4年）はより厳しい経済社会環境となっております。

こうした中で、2021年度（令和3年度）の業績は、売上高は75百万円、当期純損失は232万円となりました。

また、2022年（令和3年）3月末の施設の入居者数は、84契約110名となりました。

2. 主要な業務内容

（1）会社設立の理念

当社の設立理念は、定款第2条に規定する通り、ソーシャルビジネス〈社会的企業〉を中心とした起業家等の育成を通じて、横浜市の関内・関外地区における業務機能の再生を図るとともに、創業支援、産業観光振興、クリエイティブシティの推進、商店街活性化などの総合的なまちづくりの課題を一体的に解決する地域イノベーションを導出することにあります。

（2）当社が行う事業

当社が定款で定める主要事業は以下の通りです。

- ① 社会起業家、クリエイター、NPO法人等を集積し、それらの相互交流を通じた起業家の育成、支援、
- ② ビジネスインキュベーション施設（当センター）の運営
- ③ 各分野にわたる支援機関、協力企業、土業等との連携、ネットワークの形成によるワンストップでの支援サービスの提供、
- ④ 起業家等に対する経営コンサルティングや各種のマーケットリサーチ業務
- ⑤ 社会目的利用を促進する不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
- ⑥ Webサイトの運営や広告制作の業務
- ⑦ 上記の事業により、インキュベート施設全体で創発的な空気に満ちた環境の提供などにより、入居者の成長、成長後の近隣ビルへの退出など、地域のイノベシ

ヨンの導出

(3) 当年度実施した主要な事業

当社は、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日のオープン以来 10 年にわたり事業を展開し、この間、主要事業である社会起業家等に対する創業支援、育成とビジネスインキュベーション施設の運営に努めてきました。

(3) —1 事業開発部門

① 起業人材・支援人材育成事業

地域や社会的課題に目を向け、いたずらに収益を上げる企業や組織ではなく、本来の意味で持続可能で豊かなまちを創ることができる起業家を育成することを目指し、スクール事業を展開しています。

ア 「ソーシャルベンチャー・スタートアップ講座」（自主事業）

横浜市経済局委託事業であった「Social Business Startup Program」をリニューアルし、当社自主事業として地域課題解決に取り組みたい人を対象としたソーシャルビジネスの起業講座（1 期）をオンラインで実施しました。

イ 「あおばセカンドキャリア地域起業セミナー」（横浜市青葉区委託事業）

青葉区で地域活動をはじめたいと考えるシニアを対象にソーシャルビジネスの起業講座をオンラインと対面のハイブリッドで実施しました。

「プロボノ講座」（横浜市青葉区委託事業）

青葉区でプロボノ（社会人経験によって得られた知識やスキルを活かしたボランティア活動）を行いたいと考える人を対象にオンライン講座を実施しました。また、実際に青葉区内の 4 団体を支援しました。

ウ 「YOXO イノベーションスクール」（横浜市経済局委託事業）

「イノベーション都市・横浜」推進のためにつくられた「YOXO BOX」を拠点に、世界を変えるビジネスを横浜から創出すべく、既存産業に ICT/IOT などの技術を掛け合わせた新産業を創出するイノベーション人材の発掘育成を目指し起業講座（1 期、通算 4 期め）をオンラインで実施しました。

「Yokohama Startups 2021」

毎回様々なゲストに迎え、横浜のスタートアップの現状を知り、スタートアップ支援に必要な方向性やヒントを得るためのトークイベントを全 9 回開催しました。

エ 「マスマスカレッジ第 8 期実践創業講座」（自主事業）

横浜市特定創業支援事業として、オンデマンドで 5 月から 3 月まで開講しました。2017 年度に実施した「マスマスカレッジ第 4 期実践創業講座」の動画を編集したものを用いて実施しました。

② プラットフォーム構築事業（まちづくり・地域活性化）

ア 地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討（横浜市青葉区）

青葉区の地域団体の資金調達の課題について検討するため、コミュニティ財団、

- 個人所有物件の運営方法の事例などを紹介する勉強会や現場視察を行いました。
- イ 「次世代郊外まちづくり STUDIES」冊子制作（東京急行電鉄・横浜市建築局）
横浜市と東急が 2012 年に締結した「次世代郊外まちづくり」包括協定を更新するにあたり、10 年間の活動や取組みのプロセス、関係性や生まれた価値を成果として冊子にまとめました。
- ウ ニューノーマル社会における商店街活性化促進事業（横浜市経済局）
市民の日常生活を支える商店街の役割をさらに強化していくために、最新のトピックスを全 5 回の検討会で共有、先進事例となる 3 商店街を見学し、最後に成果発表会を実施しました。新たな地域経営者のつながりの一歩が築かれました。
- エ MAPS+O 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業
（経済産業省 地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）
「都市部の社会課題解決に向けた空き店舗・空き家の社会目的利用を基軸とする地域経済活性化モデルの創出」をテーマに、各種ニーズ調査、課題整理、関係団体と提携の可能性について意見交換を行い、全 5 回の事業推進委員会および横浜市の部局横断的な勉強会で共有し、当社 3 年間の事業計画を策定しました。
- オ 「飲食店 IT 支援」
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔ビジネスモデル構築型〕
（中小企業庁）
ヒューマングルメメディア「YOKOHAMA FOOD LOVERs」（既存の受発注配送システムにメディア機能を搭載）の構築と、飲食店アップデートセミナー（全 9 回）を実施。また、応援金プログラムを通して、飲食店におけるさまざまな施策やイベントや仕組みづくりの効果を検証しました。
- カ 弁天町 3 丁目ビル立替事業に伴う可能性調査とディレクターテナントリーシング事業（神奈川県住宅供給公社）
公社創業の地が賃貸住宅として新築されるのに際し、低層部分の商業施設リーシングに関する調査を受託し実施。全 3 回の勉強会を実施し、ステークホルダーとのコミュニケーション促進とエリアの価値向上の役割を担う「ディレクターテナント（DT）」が採用された。次年度も継続実施。
- キ 横浜市民協働推進センター運営事業（横浜市民局。共同事業体として参画）
協働トライアルセミナー、対話&創造ラボ、WEB サイト構築、クリエイティブ監修を担当。

③ 事業者支援事業

ア クラウドファンディング事業

クラウドファンディングのプラットフォームを運営する株式会社 CAMPFIRE のパートナーとして、地域を盛り上げるプロジェクトを応援しています。2021 年度（令和 3 年度）は 2 プロジェクトを支援しました。

イ 社会目的利用促進のための不動産利活用

宅地建物取引事業者としての登録を済ませました。相談事業、不動産オーナーと利用したい事業者のマッチング、ビジネスモデルの相談に対応する環境整備

に着手しました。マスターリース事業、サブリース事業などの事業化を検討しました。

ウ 事業承継プラットフォーム事業「relay」パートナー登録

(3) ー2 施設開発部門

① 「mass×mass 関内フューチャーセンター」の運営

ア コワーキングスペース・シェアオフィス事業

「人」「アイデア」「多様な価値観」が出会い新しい働き方を築くコミュニティプラットフォームとして関内フューチャーセンターを運営しています。

イ mass×mass Cafe

新しい価値観、新しいスタイルの提供を目的に、定期的にさまざまなテーマを取り上げてオンラインで実施しました。

ウ Local Book Store kita.

mass×mass 関内フューチャーセンターの一角に、1 棚 1 オーナー制で各々が本を持ち寄り、皆で運営する本屋として開設。本棚オーナーは約 40 名、書籍の月平均売上は約 20,000 円。パンマルシェなどイベントを開催し、店舗の認知度アップを図っています。

エ 地域企業との協働としての「まちなか社食」の提供

2013 年（平成 25 年）10 月より、「大企業でなくても社食のような機能を街で持ってみよう」というコンセプトで、弁当を提供しています。神奈川県中小企業共済会館様のご協力もあり、1 日あたり 30 食ほどの売上があり、地域の方々に好評をいただいています。チャレンジショップとして「鎌倉山ラメール」と、元入居者さんの運営する「tete cafe」などが出店し、種類豊富な昼食を提供しています。

オ 情報発信について

・ WEB サイト <http://massmass.jp>

「サービス案内」「入居者紹介」「ニュース」「起業講座実施報告」「マスマスカフェ実施報告」など、1 週間に 1 記事ペースで更新しています。

・ Facebook

1 日 1 記事ペースの更新を目標に取り組んでいます。

WEB サイトや Twitter との連動で、マスマスメンバーやその他の情報を展開し「いいね！」は広がりを見せています。

・ メールマガジンの発行

月 2 回配信しています。横浜市や神奈川県などの行政機関、NPO 支援や産業支援機関からの告知協力にも対応しています。

・ Annual Report の発行

事業開発部門、施設開発部門それぞれで通期の事業報告を作成しました。

② コンサルティング・クリエイティブ事業の受託

・ 南アフリカ SHEP 研修事業（JICA）

・ 対話&創造ラボの実施、市民協働推進センターサイト改修（横浜市市民局）

- ・ぬましん COMPASS 運営支援（沼津信用金庫）
- ・動画配信機材の選定と研修（沼津信用金庫）
- ・東庄町ハタラキバ コワーキング開設（一般社団法人オンラア未来会議）

3. 資金調達等についての状況

（1）設備資金、運転資金

当年度は、経済産業省の委託事業、ものづくり補助金を得て行った事業があり、それぞれの入金が2022年4月、5月となるところ、事業費は2022年3月、4月までの支払いとなるため、横浜銀行よりつなぎ運転資金 36,800 千円を借入れました。

4. 直前5事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
売上高	76,049	65,322	76,883	81,280	75,010
販管費	69,738	63,250	74,245	76,011	78,039
営業利益	6,296	2,051	2,604	5,259	▲3,038
経常利益	7,788	2,129	2,490	6,274	▲2,126
当期利益	7,190	1,831	1,482	5,521	▲2,317
総資産	47,004	39,913	45,152	78,680	109,178
純資産	23,524	25,355	26,837	32,358	29,983

（注）第1期は4か月間の創業準備で売上高は「0」でした。

第2期は 内閣府の社会起業家育成事業の会場としてワークショップスタジオが年度中活用され、売上高 31,678 千円、当期利益 557 千円を確保できました。

第3期は、売上高 29,616 千円、当期利益▲1,953 千円でした。

第4期は、売上高 38,487 千円、当期利益 640 千円の黒字決算でした。

第5期は、売上高 41,936 千円、当期利益 225 千円の黒字決算でした。

第6期は、売上高 52,635 千円、当期利益▲3,962 千円でした。

第7期は、売上高 64,881 千円、当期利益 6,843 千円の黒字決算でした。

第11期から、売上高は消費税を除く数字となっています。

5. 対処すべき課題

当社の設立理念に基づき、関内・関外地区の業務機能再生のモデルの創出、まちづくりや地域の活性化を進めていくため、引き続き次の事項を経営課題として対処してまいります。

（1）起業家の育成・支援

- (2) 起業家等の施設入居利用者の増加、特にコワーキングスペースの利用促進
- (3) 起業家育成のためのコンサルティング機能の強化
- (4) 交流スペースとしてのワークショップスタジオ等の活用
- (5) 当社、入居利用者、地域等の連携
- (6) マスマスカレッジ等の充実による事業収入の拡大
- (7) 商店街活性化、空き家対策等に伴う不動産に関する課題と解決策の検討
- (8) 上記以外の収益増大をはかる仕組みづくり

6. その他、会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株主の状況

当年度末における当社の株主は、次の 20 社であります。

1. 一般財団法人神奈川県中小企業共済会館	20 株
2. 川本工業株式会社	20 株
3. 全国デジタル・オープン・ネットワーク事業協同組合	13 株
4. 株式会社ハリマビステム	20 株
5. 株式会社マクニカ	20 株
6. 丸全昭和運輸株式会社	20 株
7. 三丸興業株式会社	20 株
8. 横浜丸魚株式会社	20 株
9. 株式会社横浜銀行	20 株
10. 横浜エレベータ株式会社	20 株
11. 株式会社ケイエスピー	40 株
12. 株式会社経理バンク	20 株
13. 株式会社アールケイエンタープライズ	20 株
14. 株式会社勝烈庵	20 株
15. 株式会社 I T ワークス	5 株
16. 株式会社ブロードゲージ	2 株
17. ナイス株式会社	20 株
18. 久野謙治	20 株
19. 小林孝雄	40 株
20. 角田友香	90 株

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数、発行済み株式総数

当社の発行可能株式総数	1000 株
このうち、発行済み株式総数	470 株

(2) 株式の譲渡制限等

当社の株式は、定款第 7 条の規定により、譲渡、取得には株主総会の承認が必要となっております。

また、定款第 8 条の規定により、当社は株券を発行いたしません。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

当年度の取締役、監査役は次の通りです。

地位	氏名	担当	兼職等
代表取締役社長	角田 友香	総括	専任
取締役（非常勤）	原 大祐		NPO 法人西湘をあそぶ会 代表
取締役（非常勤）	男澤 誠		株式会社スリーハイ 代表取締役
取締役（非常勤）	石井 宏和		グーニーズグループ 代表
監査役	小林 孝雄		当社監査役

2. 取締役、監査役の報酬等の総額

当社の取締役及び監査役の報酬は、取締役については、2020 年（令和 2 年）6 月 30 日の定時株主総会において、次の通り決議されております。

取締役の報酬 1 人当たり、月額 100 万円以内で取締役会で定める金額

なお、監査役の報酬については、2010 年（平成 22 年）12 月 22 日の臨時株主総会において

監査役の報酬 月額 20 万円以内で取締役会で了承する金額 としています。

当年度中の代表取締役に対する報酬の支払い額は 11,450 千円であり、年間限度額（月額 100 万円×12 か月＝1,200 万円）の範囲内となっております。

なお、その他の取締役及び監査役に対する報酬の支払いはありません。

3. その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

IV. 重要な後発事象等

該当する事項はありません。

以上

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

第12期 2021年度（令和3年度）事業報告の附属明細書
（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

I. 会社役員その他の会社の業務執行者との兼務状況

事業報告に記載の通りです。

II. 会社役員または支配株主との間の利益が相反する取引

該当する事項はありません。

以上

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体
団体名		関内イノベーションイニシアティブ株式会社	
郵便番号		222-0012	
都道府県		神奈川県	
市区町村		横浜市中区	
番地等		北仲通3-33	
電話番号		045-274-8701	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://massmass.jp	
		http://kii-net.jp	
設立年月日		2010/12/10	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ツノダ（ハルタ）ユカ
	氏名	角田（治田）友香
	役職	代表取締役社長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	12
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	9
有給 [人]	9
無給 [人]	
事務局体制の備考	業務委託 6

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	関内イノベーションイニシアティブとしての実績はないが、治田、椎野、関尾が以前に所属していた組織での実績はある。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

必須入力セ

任意入力セ

(入力方法)

☐ 役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。

口役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

□備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響

□備考欄には、他の団体等との兼職関係（兼職元）を記入すると考えられる情報を記載ください。

□氏多カ士(半角 姓と名の間も半角で1マ3空け)

☐ 氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)

□氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
□生年月日(大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRを半角)

□性別(半角で男性はM、女性はF) 会社名及び役職名をカギ括弧に入力してください。

□性別(半角で男性は M、女性は F)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。

□入力確認欄にchek!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

□黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。

(留意事項)

※記載例は、消して使用してください。

※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。

※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。

※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。

※役職名は必ず役職を入れてください。

※明治45年は7月30日まで 大正15年は12月25日まで 昭和64年は1月7日までです

番号	入力確認欄	フリガナ	氏名	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ツダ タカシゲ	角田 (治田) 友香						関内イノベーションニシアティブ株式会社	代表取締役社長			
2	OK	ハラ タカシゲ	原 大祐						関内イノベーションニシアティブ株式会社	取締役			
3	OK	オウ マコト	男澤 誠						関内イノベーションニシアティブ株式会社	取締役			
4	OK	イシ ヒロaki	石井 宏和						関内イノベーションニシアティブ株式会社	取締役			
5	OK	コバ ヤシ けん	小林 孝雄						関内イノベーションニシアティブ株式会社	監査役			

規程類必須項目確認書(株式会社)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	アクティブシニアによる地域課題解決を促進する起業支援プログラム
団体名:	関内イノベーションイニシアティブ株式会社
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	17条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	16条
(5)決議事項		公募申請時に提出	会社法に規定	なし
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条
●取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	取締役会規程	2条
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	取締役会規程	2条
●取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	取締役会規程	3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	取締役会規程	5条
(3)招集理由		公募申請時に提出	取締役会規程	3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	取締役会規程	5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	取締役会規程	9条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	取締役会規程	6条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	取締役会規程	10条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	取締役会規程	6条
●取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	27条
●監査役の監査に関する規程				
監査役職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	33条
●役員の報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	3条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規定	3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	7条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	8条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	6条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	6条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	4条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	9条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局運営規程	2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局運営規程	3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局運営規程	4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局運営規程	6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則 パートタイマー就業規則	10条～15条 6条～9条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規則	3条、4条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	5条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	5条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	4条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	9条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	8条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	11条～13条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	6条、10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	13条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	21条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	6章

定 款

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

平成22年12月 6日 作成
平成22年12月10日 公証人 認証
平成22年12月15日 会社設立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社と称する。

2 英文ではKannai Innovation Initiative と表示し、通称、ケイアイアイと称する。

(理念)

第2条 当社は、ソーシャルビジネスを中心とした起業家等の育成を通じて横浜市の関内・関外地区における業務機能の再生を図るとともに、創業支援、産業観光振興、クリエイティブシティの推進、商店街活性化などの総合的なまちづくりの課題を一体的に解決する地域イノベーションを導出することをその設立の理念とする。

(目的)

第3条 当社は、前条の理念達成に向けて、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) ソーシャルビジネスを中心とした起業家等の育成・支援に関する事業
- (2) ビジネスインキュベーション施設の開設・運営に関する事業
- (3) ビジネスインキュベーション施設等のネットワーク形成に関する事業
- (4) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第4条 当社は、その本店を横浜市に置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子的方法によりこれを行う。但し、電子的方法により公告を行うことができない場合は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第8条 当社は、株券を発行しない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録され

た者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録又は信託財産の表示)

- 第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

- 第 12 条 前二条に定める請求をする場合には当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた時も、その事項につき、同様とする。

(基準日)

- 第 14 条 当会社は事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある時は、予め公告してそのための基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集手続)

- 第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 10 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
- 2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意がある時は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の過半数をもって決定し、社長がこれを招集する。
- 2 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障がある時は、予め定めた順位

により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故がある時は、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会参考書類等の電子的方法による開示とみなし提供)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、電子的方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第 20 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとする時は、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

- 第 22 条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した取締役並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役、監査役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

- 第 23 条 当会社の取締役は、3 名以上 5 名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

- 第 24 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 25 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任

期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 26 条 取締役会の決議により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

(業務執行)

第 27 条 社長は当会社を代表して会社の業務を統括し、これを執行する。

2 社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第 28 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の設置)

第 29 条 当会社には、取締役会を置く。

(取締役会の招集及び議長)

第 30 条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。

2 社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

3 取締役会は取締役全員で構成する。

4 取締役会の招集通知は会日の 3 日前に各取締役、監査役に発するものとする。

5 取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の通知をしなくて取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

第 32 条 取締役会の議事については、開催日時、場所、出席した取締役並びに議事の経過の要領及びその結果を記載、又は記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役、監査役がこれに署名押印若しくは記名押印、又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第 5 章 監査役

(監査役の設定)

第 33 条 当会社には、監査役を置き、その員数は1名とする。

2 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

3 監査役は、取締役会に出席し、意見を述べることができる。

(監査役の選任の方法)

第 34 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役の報酬)

第 36 条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 38 条 剰余金の配当は、取締役会における決議に加わることのできる取締役の 3 分の 2 以上の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録された株式の質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当金は、その支払開始の日から 3 年を経過しても受領されない時は、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 7 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 40 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は普通株式 70 株とし、その発行価額は1株につき金 5 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 41 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金350万円とし、その全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第 42 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成23 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の取締役、代表取締役、監査役)

第 43 条 当会社の設立時の取締役、代表取締役及び監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	羽田 清、角田 友香、市川 潤
設立時代表取締役	羽田 清
設立時監査役	小林 孝雄

2 設立時の取締役、監査役の任期は、この定款第25条及び第35条の規定にかかわらず、設立

後最初に到来する定時株主総会終了の時までとする。

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 44 条 発起人の氏名、住所、発起人が設立に際して引き受けた株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

神奈川県三浦郡葉山町長柄1601番地の146

発起人名 小林 孝雄

10株 金 50万円

埼玉県鶴ヶ島市富士見1丁目2番地1号

発起人名 株式会社地域協働推進機構

代表取締役 藤倉 潤一郎

60株 金 300万円

(法令の準拠)

第 45 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、関内イノベーションイニシアティブ株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成22年12月 6 日

発起人 小林 孝雄

発起人 株式会社地域協働推進
代表取締役 藤倉

平成 2 2 年 登 簿 第 1 2 3 号

認 証

この定款の発起人株式会社地域協働推進機構代表取締役藤倉潤一郎の代理人でありかつ発起人である小林孝雄は、本公証人の面前で、全発起人が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。――

ただし、この定款 第44条中、1字削除の訂正箇所あり。――

よってこれを認証する。――

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日、本職役場において。――

横浜市中区尾上町 3 丁目 3 5 番地

横浜地方法務局所属

公 証 人

奥 真 祐

公 証 人 役 場

これは定款原本の写しに相違ありません。

関内イノベーションイニシアティブ株式会社

代表取締役社長 羽田 清

現在事項全部証明書

横浜市中区北仲通三丁目33番地
関内イノベーションイニシアティブ株式会社

会社法人等番号	0200-01-088697	
商号	関内イノベーションイニシアティブ株式会社	
本店	横浜市中区北仲通三丁目33番地	
公告をする方法	電子的方法により行う。 http://innovation-initiative.jp/kannai/ 但し、電子的方法により公告を行なうことができない場合は、官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成22年12月15日	
目的	(1) ソーシャルビジネスを中心とした起業家等の育成・支援に関する事業 (2) ビジネスインキュベーション施設の開設・運営に関する事業 (3) ビジネスインキュベーション施設等のネットワーク形成に関する事業 (4) 経営コンサルタント及び各種のマーケットリサーチに関する事業 (5) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業 (6) Webサイトの運営等に関する事業 (7) 広告制作に関する事業 (8) 前各号に付帯関連する一切の事業 令和 3年 4月 1日変更 令和 3年 5月14日登記	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 470株	平成27年 4月30日変更
		平成27年 5月20日登記
資本金の額	金2350万円	平成27年 4月30日変更
		平成27年 5月20日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 角田友香 (治田友香)	令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 8月30日登記
	取締役 原 大 祐	令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 8月30日登記

横浜市中区北仲通三丁目33番地
関内イノベーションイニシアティブ株式会社

	取締役	男 澤 誠	令和 3年 6月29日重任	
			令和 3年 8月30日登記	
	取締役	石 井 宏 和	令和 3年 6月29日重任	
			令和 3年 8月30日登記	
		代表取締役	角田友香（治田友香）	令和 3年 6月29日重任
				令和 3年 8月30日登記
監査役	小 林 孝 雄	令和 4年 6月30日重任		
		令和 4年 8月15日登記		
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社			
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社			



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 3月14日

横浜地方法務局
登記官

竹 川 陽 子



取締役会規程

(目的)

- 第1条 関内イノベーションイニシアティブ株式会社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがあるもののほかは、この規程の定めるところによる。
- 2 この適用に関して疑義を生じた場合は、取締役会の決議による。

(構成)

- 第2条 取締役会は取締役全員をもって構成する。
- 2 各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこととする。
- 3 他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこととする。

(取締役会の種類)

- 第3条 取締役会を定例取締役会と臨時取締役会に区分する。
- 2 定例取締役会は、定時株主総会終了後直ちに開催し、臨時取締役会は、必要あるごとに開催する。

(代表取締役社長の職務代行者)

- 第4条 代表取締役社長に事故のあるときは取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集及び議長)

- 第5条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 3 取締役会は取締役全員で構成する。
- 4 取締役会の召集通知は会日の3日前に各取締役、監査役に発するものとする。
- 5 取締役及び監査役全員の同意がある場合は、召集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(決議)

- 第6条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(会社法にもとづく取締役会と監査役との関係)

- 第7条 監査役は、取締役会に出席しなければならない。この場合において必要ありと認めるときは意見を述べなければならない。
- 2 監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為又は法令、定款に違反する行為を行った場合、あるいは行うおそれがあると認める場合は、議題及び理由を付した書面を取締役社長あるいは第5条に定める取締役会の招集権者に提出して、取締役会の招集を請求することができる。この場合において請求があったのち5日以内に、請求の日から2週間以内の日を会日とした召集通知が発せられないときは、招集を請求した監査役は取締役会を招集することができる。

- 3 監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為又は法令、定款に違反する行為を行った場合、あるいは行うおそれがあると認める場合は、遅滞なく、これを取締役会に報告しなければならない。

(取締役及び監査役以外の者の出席)

第8条 取締役会が必要と認めたときは、取締役以外の者を取締役会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。

(決議事項)

第9条 別紙「決議事項」に掲げる事項は、取締役会の決議を要する。

- 2 前項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、取締役会に付議できないときは、取締役社長は取締役会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、次回の取締役会に付議し、承認を得なければならない。

(議事録)

第10条 取締役会の議事については、開催日時、場所、出席した取締役並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役、監査役がこれに署名押印若しくは記名押印、又は電子署名し、10年間本店に備え置く。

(欠席者に対する通知)

第11条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、欠席した取締役に通知する。

(事務局)

第12条 取締役会に事務局を置き、管理部門がこれにあたる。

(守秘義務)

第13条 取締役会に出席した者又は取締役会の事務に従事するものは、自己の知り得た議事の内容等を他に漏らしてはならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

(付則)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別紙 取締役会決議事項

1. 株主総会に関する事項

- (1) 株主総会の招集の決定
- (2) 株主総会提出議案の決定
- (3) 基準日後に株主になったものの議決権行使の取扱いの決定

2. 取締役等に関する事項

- (1) 代表取締役の選定及び解職
- (2) 役付け取締役の選定及び解職
- (3) 業務担当取締役の担当業務の決定
- (4) 社長に事故があるとき、その職務を代行する取締役の順序の決定。
- (5) 取締役と会社間の取引及び競業取引の承認
- (6) 常勤取締役の他会社役員の兼任の承認
- (7) 取締役、監査役及び会計監査人の責任軽減の決定
- (8) 取締役会規則の制定及び改廃

3. 決算に関する事項

- (1) 事業報告、計算書類及び付属明細書の承認
- (2) 臨時計算書類の承認
- (3) 中間配当の決定

4. 株式に関する事項

- (1) 基準日の設定
- (2) 株式の発行
- (3) 準備金の資本組入れ
- (4) 自己株式の取得、処分、消却
- (5) 株式の分割、株式無償割当て
- (6) 社債の発行

5. 組織及び人事に関する事項

- (1) 重要な使用人の選任及び解任
- (2) 重要な組織の設置、変更及び廃止

6. 重要な業務執行に関する事項

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の貸付
- (3) 多額の借入、及び保証
- (4) 経営計画に関する事項
- (5) 年度予算の承認
- (6) 重要な契約の締結及び変更

7. その他の事項

- (1) 重要な訴訟の提起
- (2) 株主総会の決議により委任された事項
- (3) その他法令又は定款に定められた事項
- (4) その他取締役会が特に必要と認めた事項

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社」という。）の取締役および監査役（以下、「役員」という。）の報酬について定める。

（決定）

第2条 役員の報酬は、株主総会において承認された範囲内において、取締役会において決定する。

（報酬の形態）

第3条 金銭報酬は、原則として月額をもって定める。

（役員の報酬等）

第4条 役員の報酬額は、会社の業績等を総合的に勘案して決定する。

（交通費）

第5条 会社は、公共交通機関を利用して通勤する役員に対して、交通費の実費を全額支給する。

（控除）

第6条 報酬の支払いに当たっては、次のものを控除する。

- （1）所得税、住民税
- （2）社会保険料
- （3）その他必要なもの

（減額措置）

第7条 会社の業績の状況その他必要に応じ、取締役会の決定に基づき、臨時に役員の報酬の減額を講ずることがある。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

倫理規程

関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社」という。）は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

当社の役員及び職員（以下、「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるように不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 当社は、広く社会に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当社は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 当社は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 当社は、法令及び定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

（私的利益の禁止）

第5条 当社の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 当社は、利益相反を防止するとともに利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当社が定める所定の手続に従わなければならない。

2 当社は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

3 当社は、助成事業等を行うに際し助成対象団体の選定、監督するに当たり、利益相反防止のため役職員に対し「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 当社の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者

に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

- 2 当社は、助成事業等を行うに際し役職員その他関係者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第8条 当社は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 当社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

コンプライアンス規程

（目的）

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社」という。）の倫理規程の理念に則り、当社に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当社の役員及び職員（以下、「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してコンプライアンスを最優先する。

（コンプライアンス担当取締役）

第3条 当社のコンプライアンスにかかわる責任者として、取締役の中から互選によりコンプライアンス担当取締役を任命する。

- 2 コンプライアンス担当取締役は、取締役会に対し、定期的に当社のコンプライアンスの状況について報告する。
- 3 コンプライアンス担当取締役の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - （1）コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - （2）コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - （3）コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス委員会）

第4条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を委員長とし、管理部門長及び外部有識者2名を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - （1）コンプライアンス施策の検討及び実施
 - （2）コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - （3）コンプライアンス違反事件についての原因の究明に向けた分析及び検討
 - （4）コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - （5）第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
 - （6）その他コンプライアンス担当取締役が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）

第5条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

（コンプライアンス統括部門）

第6条 当社の管理部門をコンプライアンス統括部門とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス委員会に報告する。

(役職員の禁止事項)

第7条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の役職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(報告、連絡および相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告しなければならない。

- 2 コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当取締役に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当取締役の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当取締役に直接、報告をすることができる。

(コンプライアンス違反事案)

第9条 当社は、コンプライアンスに違反した役職員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。

- 2 当社において、コンプライアンス違反の事案が発生した場合は、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(コンプライアンスの研修)

第10条 当社は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当社の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(内部通報制度の設置)

第11条 代表取締役は、コンプライアンスの確保を図るため、別に定めるところにより、法令等の違反に関し内部通報制度（ヘルプライン）を設けるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、２０２３年４月１日から施行する。

内部通報（ヘルプライン） 規程

（目 的）

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社」という。）における法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及び社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、当社の役員及び職員（以下、「役職員」という。）に対して適用する。

（通報等）

- 第3条 当社又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下、「通報等」という。）をすることができる。
- 2 通報等を行った者（以下、「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。
 - 3 役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

- 第4条 役職員は、この規程に基づいて通報等をする場合、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。
- 2 役職員から通報等を受けるヘルプライン窓口の責任者（以下、「ヘルプライン窓口の責任者」という。）は、コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当取締役及び監査役とする。
 - 3 ヘルプライン窓口の責任者は、申告事項について受け付け、その対応を行うものとする。

（公正公平な調査）

- 第5条 ヘルプライン窓口の責任者は、通報等に係る事実関係の有無及びその内容について速やかに調査を行う。また、通報等の調査は公正かつ公平に行うものとする。
- 2 前項の調査において、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

（調査結果の通知等）

第6条 ヘルプライン窓口の責任者は、通報者に対して調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。

（調査結果に基づく対応）

第7条 ヘルプライン窓口の責任者は、調査結果に基づき速やかに必要な対応を行う

ものとする。

- 2 調査結果はコンプライアンス委員会に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
- 3 通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等への協力をしたことを斟酌することができる。
- 4 調査結果並びにその対応については、取締役会において報告するものとする。

（情報の記録と管理）

第8条 ヘルプライン窓口の責任者は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。

- 2 ヘルプライン窓口の責任者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
- 3 役職員は、ヘルプライン窓口の責任者に対して、通報者の氏名等の開示を求めてはならない。

（不利益処分等の禁止）

第9条 役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

（内部通報制度に関する教育）

第10条 当社は、役職員に対して、ヘルプラインに関する研修を定期的に行うものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先、その他利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為
- 4 当社の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他当社、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

事務局運営規程

（目的）

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局）

第2条 事務局には、管理部門、事業開発部門、施設開発部門を置く。

（職員等）

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 部門長

(2) 専任職

2 代表取締役は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

（職員の職務）

第4条 当社の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 部門長は、代表取締役の命を受けて、部門の事務を統括する。

(2) 各部門の専任職は、部門長の命を受けて、各部門の業務に従事する。

（職員の任免及び職務の指定）

第5条 職員の任免は、代表取締役が行う。

2 職員の職務は、代表取締役が指定する。

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、部門長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務については代表取締役の決裁を経なければならない。

（その他の事項）

第7条 本規程に定めのない事務処理・職務については、代表取締役の決裁による。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

文書管理規程

（目的）

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアチブ株式会社（以下、「当社」という。）における文書の取扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、文書とは図書類を除く当社が業務上で取り扱うコンピューターファイル等を含むすべての文書であって、一定期間保存を要するものをいう。

（事務処理の原則）

第3条 当社の事務は、原則として文書により処理するものとする。
2 文書によらないで処理したときは、必要に応じて文書を作成及び保管し、事後に支障のないようにしなければならない。

（文書管理者）

第4条 当社の文書は、管理部門長が文書管理者として適切に管理するものとする。

（決裁手続き）

第5条 文書の起案は、それぞれの担当者において行うものとする。
2 起案文書は、各部門長及び代表取締役の決裁を受けるものとする。

（整理及び保管）

第6条 文書の整理及び保管は、当該文書に係る業務を行う部門において行う。

（保存期間）

第7条 文書の保存期間は、別表の定めるところによる。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。
2 前項の保存期間は、当該文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

（廃棄）

第8条 保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、代表取締役が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(別表)

保存期間	分類	文書の種類
永久	法人	重要な承認、届出、報告書等に関する文書 登記に関する文書 定款、規程等に関する文書 重要な報告書等
	人事労務	重要な人事に関する文書 職員との協定書
	法人	行政庁等からの重要な文書 役員の就任、報酬等に関する文書 株主総会議事録 取締役会議事録
10年	財産契約	計算書類等 満期又は解約となった契約に関する文書
	人事労務	職員の任免、報酬等に関する文書
	法人	各種委員会に関する文書
7年	財産契約	会計帳簿、会計伝票 証憑書類
5年	財産契約	事業報告、貸借対照表、損益計算書 事業計画、収支予算 財産目録、役員等名簿 税務に関する文書 契約や会計に関する軽微な文書
	人事労務	役職員の採用・退職・賞罰に関する文書 社会保険に関する文書 賃金台帳
	法人	業務遂行に必要なその他の警備な文書
1年	人事労務	出勤簿、休暇等の届け

情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社という。」）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、当社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 当社は、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 この規程に基づき情報公開の対象書類を閲覧した者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 当社は、情報公開の対象に応じて、公告、公表、書類の本店への備え置き又はインターネットを利用する方法により行うものとする。

（資料の閲覧）

第5条 事務所には、法令等の定めに従い、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、正当な理由を有する者に対し、それを閲覧させるものとする。

- （1）定款
- （2）事業報告
- （3）貸借対照表
- （4）損益計算書、財産目録
- （5）事業計画
- （6）収支予算
- （7）取締役会・株主総会の議事録

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は代表取締役の承認を経てこれを定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアチブ株式会社（以下、「当社」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止および当社の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社に所属するすべての役員及び職員（以下、「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、当社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指し、また「具体的リスク」とは、リスクが具現化した事象を指し、次の事象等をいう。

- (1) 信用の危機 不全な事業活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機 収入の減少、費用の増大や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機 労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機 自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる危機

(具体的リスク発生時の対応)

第4条 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる当社の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については、上位者の指示に従い、関係する役職員と協議を行う。

(具体的リスクの処理後の報告)

第5条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、管理部門長に報告しなければならない。

(緊急事態の範囲)

第6条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、当社又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

(1) 自然災害

- ①地震、風水害などの災害

(2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ②当社の事業活動に起因する重大な事故
- ③役職員にかかる重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

- ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
- ②当社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- ③役職員による背任、横領、暴力行為、情報漏洩等の不祥事

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

(緊急事態への対応)

第7条 当社において緊急事態が発生した場合は、当社は、管理部長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の通報)

第8条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに管理部門長、代表取締役へ通報しなければならない。

(緊急事態発生時の対応の基本方針)

第9条 緊急事態発生が発生した場合、当社は、管理部長の指揮の下、次の各号に定める基本方針に従い、対応する。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ①人命救助を優先とする。
- ②必要に応じ、官公署へ連絡する。
- ③災害対策の強化を図る。

(2) 事 故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
 - ・人命救助と環境破壊防止を優先とする。
 - ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- ②当社の事業活動に起因する（起因すると疑われる場合も含む。）重大事故
 - ・顧客、関係者の安全を優先とする。

- ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③役職員等が当事者になった重大人身事故

- ・人命救助を優先とする。
- ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・人命救助と伝染防止を優先とする。
- ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
- ・予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃

- ・人命救助を優先とする。
- ・警察と協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

②当社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

- ・社内調査による事実確認を行う
- ・再発防止を図る。

③役職員による背任、横領、暴力行為、情報漏洩等の犯罪及び不祥事

- ・社内調査による事実確認を行う。
- ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

①緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

(リスク管理体制)

第10条 当社におけるリスク対策を行うため、リスク管理チームを設置する。

(リスク管理チームの構成)

第11条 リスク管理チームの構成は、代表取締役、管理部門長、事業開発部門長及び施設開発部門長とする。

- 2 リスク管理チームのリーダーは、代表取締役をもって充てる。
- 3 リスク管理チームのサブリーダーは、管理部門長をもって充てる。

(リスク管理チームの任務)

第12条 リスク管理チームは、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を取締役

会に報告する。

- (1) 予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、発生時の対応
- (2) 前項防止策の推進状況
- (3) リスクが発生した場合であつて、業務運営への影響等が大きいと認められるものの原因究明及び再発防止に関する事項
- (4) その他リスク管理チームが必要と認めた事項

(緊急時の対応)

第 13 条 リスク管理チームは、危機・非常事態が発生した場合には、迅速適格な初期対応により事態の拡大防止と早期の収拾に努めるものとする。

(事後対応)

第 14 条 リスク管理チームは、危機・非常事態が収束後は、速やかに取締役会に次の事項を報告する。

- (1) 実施した内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 今後の対応
- (4) 再発防止策等

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「当社」という。）の経理基準を定め、適切な経理事務を行い、収支の状況、経営状況及び財政状況を把握し、活動の向上を図ることを目的とする。

(会計処理の原則)

第2条 当社における経理業務は、「企業会計原則」その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って行う。

(会計年度)

第3条 当社の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計単位及び区分管理)

第4条 当社の会計単位は、全社をもって1単位とする。また、取り扱っているプロジェクトごとに会計を区分管理する。

(経理責任者)

第5条 経理責任者は、代表取締役とする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第6条 当社の勘定科目は、別に定める勘定科目一覧による。

(保存期間)

第7条 経理に関する帳簿・伝票及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 計算書類及び付属明細書 | 10年 |
| (2) 総勘定元帳、会計伝票 | 7年 |
| (3) 補助元帳 | 7年 |
| (4) 証憑書類 | 7年 |
| (5) その他の管理資料 | 5年 |
- 2 保存期間は、各決算期末の翌日から起算する。
- 3 保存期間が経過した帳簿・書類を破棄するときは、経理責任者の承認を得てこれを行う。

(取引の処理及び記帳)

第8条 会計上の取引は、勘定科目により会計システムの仕訳入力画面により直接入力する。

(証憑)

第9条 会計伝票は、証憑に基づいて入力し、入力済みの証憑は保管しなければならない。

- 2 証憑とは、請求書、領収書、契約書、電算出入力帳票、その他正当性を立証

する書類をいう。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿の種類は、次のとおりとする。

- (1) 仕訳帳
 - (2) 総勘定元帳
 - (3) 補助元帳
 - (4) その他経理責任者が指定する帳簿
- 2 会計帳簿の様式は、会計システムに基づいて定める。
 - 3 会計帳簿は、原則として事業年度ごとに更新する。

第3章 金銭

(金銭の範囲)

第11条 金銭とは、現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納責任者)

第12条 出納責任者は管理部門長とする。

(金銭の出納)

第13条 金銭の出納は、出納責任者の認印のある伝票及び会計システム上の申請に基づき行わなければならない。

(金銭の支払い)

第14条 金銭の支払いは、支払先よりの請求書その他の証憑書類等に基づいて発行された経費出金伝票及び会計システム上の支払い手続きにより行う。

- 2 支払いに際しては、相手方の発行する正規の領収書または預り証を受け取らなければならない。ただし、銀行振込みによる支払いは振込みを証する書類によって領収書に代えることができる。

(残高の照合)

第15条 出納責任者は、銀行預金について毎月1回以上預金通帳、預金証書と照合しなければならない。

- 2 銀行預金の残高は、期末決算においては、当該取引金融機関等の発行する残高証明書と照合しなければならない。

(銀行印の管理)

第16条 銀行印の管理は、出納責任者が行う。

第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第17条 この規程において固定資産とは、1年以上にわたって使用又は利用する目的で保有する、1個もしくは1組の金額が10万円以上の資産とする。

(固定資産の価額)

第18条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第19条 固定資産については、管理台帳を設けてその保全状況及び異動状況について記録し、これを管理しなければならない。

(減価償却)

第20条 固定資産のうち償却資産の減価償却については、法人税法に定める耐用年数表に従い、計画的規則的に減価償却を行う。

第5章 予算

(予算の編成実行)

第21条 毎事業年度のはじめに事業計画に基づいて収支予算を編成するものとする。
予算の編成は、事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、以って事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第6章 決算

(決算区分)

第22条 決算は月次決算及び期末決算とする。

(決算書類の作成)

第23条 月次決算及び期末決算において作成する書類は、次のとおりとする。

- (1) 月次決算
 - ①残高試算表
- (2) 期末決算
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③販売費及び一般管理費内訳書
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤その他必要な書類

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。